白賁堂先生遺事

附寒祿先生遺文

白鷗文庫

先考ハ特ニ精力ニ富ミ此拙作補修特異庸才ヲ以テ
年久素志達ノ目的ヲ貫徹シ得ル為メ様々ニ引用
工夫ヲ凝シ一般ニ成リ十七年ニ新刊ノ書籍ヲ摘録シ
邸内ニ自作ノ庭園ヲ中ヤリ二十七年ヲ入ニ京都ニ移住
生活ノ基礎ヲ固ク治ル為ニ祖先ノ墓所ヲ
六月ニ郷里ニ帰ル目的ヲ以テ根本ヲ撤収シ京都ノ邸
二年七月ニ成就ヲ見ル事ヲ喜ブ所ニ在リ
しのし
紀元二千五百年ヲ祝シ後世ニ残ス記念ニ此ヲ書シ

[illegible]

先考が晩年に用ゐられし小説の義の義の理に

於平慶元壹人時公憲 時中潤

[illegible]

於平福禮迎氏 [illegible]

一文を[illegible]

時事を論ずる事は[illegible]

[illegible]

初めはじめ
先考果堂先生と、幼時よりの心友なり。平生と跡、殆たる者
碑文を求くべしと平生の約あり。先生先考没し、加先考貴
碑文を迫まへり。
郎人すでに賦を作りて、貴所ならんと、庸庵と共に、
中井甚園の一夜に賦撰を貴一篇を作り、
学頭中曾根主物掛を勤め、時輝を懇理し、同録帳簿を
明らかに出納を厳にし、下僕を帰して、俸禄を勉め、拾方の定
庫を備設し、表裏の古物者、一冊となり、一度後

南条の古物をもりたるの一、先生の法を遵守し、
曾て事を倫すに因て、いくらかを後と経と解して学
者後のあい者、ためざるのみ
先考の栖遑庵先生に於て見日次の如く、先考の先生の専信
の厚く、先生を特に友人を以て待たり、先生の学を待
問ら師と以て、加先考と先生に於て又特に今後に行
こと先生の先考を先生の待遇の如く、後又先生の如くの様子を
加て、老いさらばに拙先考の恢復のふるを後を尽すこと一年
和歌山と先考の後を少先生訪ねと何かを極れ位ならず先生

忠之ヲ係せられさりしと云ふ以て其言の如何を見るべし
るのみなし
抑匡瓊先生大都雄弁にて論議は上手なり然るに先生の論議
辨ずることもなくとも多くなくしてあるに於ては先生論判
に上手なりしと云ふ
惟英にして直言を請常に上下の畏憚する所なりき嗚呼惟
論ずる時は我公の顔を犯すれし故に兵問の恐れなく然るに貴きをも
憚りなく論じ給ふ夫れ決するに論を以て按ずる
更に後に至り財方言はぬかたぬなきにすみて御いとま於
よみて後の秋の忘と

宣山先生の用人を取るは事を浅からずしてより某たるの批判に對ス
将となるの之を言ひ推察すべしと言ふ按ずるに何にして申し
あらざるもあらずとして
果して先生論議は言をたてずして先生は言に飾なく有ゆるまこと
故に言をして匡正する所の論説を自ら知る女御論議を言ひ
其論説の得失を論ずる所とて又時を見てボツリト言を出めてあり
あり又自ら論方あるべしと直に五に之は論ずとあるなり
未分なり其他人は不能
先考は兵学を別に学し自らも多し然るに祖考は田法流
の師範にて甲州流師をも兼ねし故に細かに知る所のなり

不如猶ニ当世ニ於テ宋明の学ヲ諸先生方ニ筆ゟ而し
未だ足らず於ては仁斎徂徠其手編纂の法開ニ手を着
時なる哉人々皆ヲ勤学し勉め而して江戸表林家等の諸学
博学多才を備へ候をすすむるとも云ハ徳川呉吾人の本意ニ而
世ニ学を一偏ニ無くして昔ゟの人すり見させ申さず其儀ハ
敷く云々其ゟ説を申もし又当時林家以学ハ精選
録を刊りの折柄而て子弟を率し其後も引きちゃ
流校精選附之
栗堂先生初め皆々相勤申し時ハ先考意ニ之を助成致候也

前三の学の
何言学と
乎子有之
遺書

然の師室ゟ一時先考江戸ニ於テ御坊の出時金を擲し其丈
を措し何里思川を無ありし後ハ財ニ而中央ニ而も
足りされとあまの方財ニ而之を求めし申し候
財のみにも拘らず然ニ其候ハ是ゟ去り当時江戸に在
し時ハ先考一葉に一筆に差して集るとも分さ
甚殺多事ニ而き後易義の後黄又書を許
先考常ニ当ゝ貞観政要并大学衍義ニて天下を治めら
此ニ思ゝを存しきらし宗ゝ世ニ其ハ其の誤
を以人としての立身栖大学衍義補二部と符
其くハ画一并治の趣をして

先考八五代の君に歴仕し五十餘年学徒を立て侍講を勤め
ひしが如何誠を尽し奉り忠血を注ぎ身を一命の在義
の信仰を以て自ら誠心を一の大字を書て
中書院餘暇刀剣を好み玉鉄の黒金先生なる者に
若年より古宗家より拵手のひしを料のこと
のみひしに小さ色おもに仕る銀地物刀
の反注宗俱を得たり者も様素朴にて
常に学問に大事前にすがいこれ如生業人あれども
如何を自ら学問を研究
少壮学に勉めず一小言にも更に不変の後と子に卯寅基
故に席暖まらずして母の諫りなし
家に流に夜多遅く暇へりてもすれば寝つくに
のみなるのこと計りの未を行年に入れ
過ぎを合して安無なる事とりあるを
とりて宜し
平生天下の事は心を伯あ玉い姫に君上まで陪従一有日
多忙なる事なく金ひ姫の頃より世中の事を解

妻ハ知らせ也と成義御座し人と事を論しの事とく
太切なる時なしとハ深く注意也しかし如何の事有ます
[illegible]
児筆の心を亡ふ事稽く美候儀ニ及れ為と為見ゆる事ハ深し
なさりよ
出行の際道路を歩しき形ちも達ふて歩く皆殺之夫し
やよ候ふ
常ニ長倉南樹の下ニ机ニ對端坐表を讀書を挟み坊静字
またに在位付来させ之を進み見事を比べ見ぬ在りて机上皆
を嗜むものハ数多く世間殊ニ静かなる事

家庭の向殊ニ静粛にて講会なと出入する人とも家庭に入ることを
覚ゆすること稀なりし
祖考ハ国を以て業とし甲州流兵学の師範たり甲州藩
主を命ぜられ甲州ハ松山の一手お隠の守家老となりて代
一師範として師範代とて子弟を教へしか是ハ先考ハ別ニ兵学
山出されし 守也公の兵学まその経緯ををとゝ命ぜらし
江戸まハ越後ニ清水後也ドも新しく来たりしか根本
なと紹介諸将ともいはく夫と云ふハ先考
様只を下しするもの兵書研究を得にうせんとを皆心ありさ
りとて

一千生徒ノ炭ニ在リテハ其中ニ自ラ怪容ナル者多カリシ或日変度ニ先ニ存ノ変ヲ生ジテ真ニ
登城ノ有司大会後ニ座ニ列シ机ニ対シ意見ヲ述ベ十分
断言シテ退キ自不思議トシテ其ノ所ニ坐シ又上等
ノ校事ヲ久ク学ノ未ヲ訪テ其ヲ述ベ学ノ不
イタダキヲ解ノ如シ其後ハ意ニ生テ後ニ机ニ三千生
ノ外ヲ見ルナク年ヲ送リ
事ニ臨ミ動ノ五ノ事ヲ安ノ大地実ノ中ノ根ノ
刀ヲ執ル様ニ動クヲ見テ底上ヲ立ル力十次ニ
殿備備ノ中ノ様ノ中ノ所ノ所ヲ訪ノ一玉ノ
事ノ為ノ此時家中ノ家ノ位ノ僅ノ明地畑ニ仮屋
ヲ作リ迎ヘ難シ机終平生ノ如ク宮内ニ起リ此テ仮屋ヲ
作リ居ス児ヲ子ヲ女ヲ為ノ於ノ大一鍋ヲ巨輪抑
ヘテ国ヲ画キ上ニ物ヲ書ク人ノ人ノ抑テ
ふつと世界ノ活ノ活ノ思ノ得ノ上ノ為ノ居ノ
机若ニ淡ノ人ノ笑ノ又機ノ中ノ一年ノ疫病
其ノ流ノ人ノ心悩ノ為ノ時ノ為ノ朝ノ神像ノ狂物ノカケコ
ヲ疫病ノ初ノ末ノ笑ノ文居ノ後ノ外ノ社ノ

[illegible]ハ一切作ナシ文五ハ[illegible]
果セ先生ハ[illegible]和歌ヲ[illegible]碑文ヲ書ベシトノ命ジ
畢テ先生先ヅ碑文ヲ先考撰ノ[illegible]早ク先生
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]江戸ニ[illegible]無全シ出文人墨客ト交ル
[illegible]番ナル出ヲ此名儒名士世人ハ一文人ト見テ其価
メルヲ[illegible]ハ先考ノ[illegible]
学ニ紙ナラン[illegible]ヲ切ニ勧メ[illegible]先生[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]

○先考の行状[illegible]ハ[illegible]清江[illegible]

先家兄ハ殊ニ記性ニ富ム四書の集注[illegible]
帝ニ見ル[illegible]何ヲ何ヲ何ヲ[illegible]知ル[illegible]
治ヲ眼ヲ疾ミ信ヲ[illegible]
其作ル[illegible]
加[illegible]
明ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
行義ヲ[illegible]
可国ニ

[illegible]

[illegible]